

えひめ防災フェア運営業務委託仕様書

1 委託業務名

えひめ防災フェア運営業務

2 委託期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

3 委託業務内容

えひめ防災フェア（以下「フェア」という。）の開催に当たり、次の事項を委託する。なお、その他委託業務の実施に当たって必要な事項は、「4 えひめ防災フェアの概要」以降に定める。

- (1) 運営に関する基本的事項
- (2) 広報宣伝
- (3) 会場内の音響、照明、舞台装置等の借上げ、設営・撤去
- (4) 会場受付（啓発資料配布）
- (5) 会場整理
- (6) アンケートの実施
- (7) 報告書の作成
- (8) （必要な場合のみ）会場の借上げ
- (9) イベント保険への加入
- (10) その他フェアを安全かつ効果的に実施する上で必要な業務
- (11) 上記（1）～（10）の事項に要する経費の支払い

4 えひめ防災フェアの概要

(1) フェアの目的

- 県民の防災意識の向上を図ることで、自助・共助を一層推進する。
- 子供からお年寄りまで広く防災について楽しく分かりやすく学べるプログラムを通じて、人的被害軽減に効果がある「住宅耐震化」や「家具等の固定」、「家庭備蓄」等をはじめとする家庭における日頃の備えの充実を図ることで「自助」を推進する。

(2) 開催日時及び会場

- スマートフォンを活用した防災用品の買い回り促進イベント

- ・期間：令和6年11月4日から令和6年12月22日まで
- ・参加店舗等：県内30カ所から40カ所程度（災害時応援協定締結事業者の防災用品を販売する店舗でイオンモール新居浜（新居浜市前田町8-8）、エミフルMASAKI（伊予郡松前町筒井850番）、フジグラン北宇和島（宇和島市伊吹町甲912番地2）等の商業施設（注）に所在するもの並びにこれらの商業施設の周辺に所在するものうちから協力を得られた店舗（以下「協力店舗」という。）を基本とする。）

（注）現在、県内の商業施設と交渉中であり、今後の交渉結果により、施設を追加する場
合がある。

○防災体験イベント

愛媛県において次のとおり会場を確保しているが、その他必要な施設の利用については、別途受託者において県及び施設管理者と協議すること。また、下記の開催時間は最低限の幅であり、会場の営業時間内で効果的に設定をして差し支えない。

①日時：令和6年10月20（日）10：00～15：00

会場：津島プレーランド（宇和島市津島近家甲1653-1）

②日時：令和6年11月24日（日）10：00～16：00

会場：エミフルMASAKI（伊予郡松前町筒井850番）グリーンコート及びフローラルゲート1前

③日時：令和6年11月4日（月・祝）10：00～16：00

会場：イオンモール新居浜（新居浜市前田町8-8）センターコート

(3) 対象者

県民及びその他来場者

(4) フェアの内容

フェアの内容は以下のとおりとする。ただし、これらの事項に限定するものではなく、フェアの目的に資する企画提案を行うこと。

また、多数の買物客の来店が見込まれる施設の特性を生かした周遊性の確保及びPRの工夫提案すること。

おって、提案書には、スマートフォンを活用した防災用品の買い回り促進イベント及び防災体験イベントの参加人数並びに啓発資料配布数の見込みを記載すること。

<フェアの内容（例）>

[スマートフォンを活用した防災用品の買い回り促進イベント]

スマートフォンを活用した防災用品の買い回りを促進する企画

当該イベント参加により、防災知識の習得を図るとともに、防災用品の買い回りを始めた災害への備えの実践を促す企画とすること。

- ・誰もが気軽に参加できるよう、スマートフォン上での複雑な操作や設定を必要としないよう工夫した企画とすること
- ・当該イベントへの参加に際して、防災に関する啓発動画、豆知識、啓発アンケート等を表示し、回答させるなどの仕掛けにより、効果的に普及・啓発を行うよう企画すること。
- ・協力店舗の防災用品売場に「何を購入すれば備えとして充足するか」を分かりやすく表示するなど、購買意識の向上を図ること。

[防災体験イベント]

- ・来場者が防災に関心をもつ体験型プログラムや防災クイズ、ワークショップ等の主たる来場者の属性を考慮した企画を効果的に実施すること。
- ・親子での参加が期待できることから、ゲーム性の高い企画など子供の参加率を高める企画を加えること。
- ・防災用品の購買促進に繋がるレシート抽選等の企画を検討すること。
- ・実施店舗が所在する市町を管轄する地方局・支局職員と内容の調整を行うこと

[その他]

- ・地震体験イベントの実施
- ・各種メディアを活用して、「(2) 開催日時及び会場」以外の期間又は場所を含め、フェアの効果を高めるための啓発企画を実施してもよい。

<必須事項>

- ① 防災体験イベントなどにおいて県が手配する防災みきゃん（着ぐるみ）を活用すること。（アクター等の手配は委託業務に含む）
- ② 地震又は地震に伴う津波や浸水等の体験コーナーを設置すること。
- ③ パネル展示を行う場合は、単に掲示するのみでなく、来場者の注意を引く工夫を行うこと。
- ④ 県が提供する啓発資料を配布すること。（配布資料携帯用の袋（日本産業規格A4版の資料が収納可能なサイズのもの。以下同じ。）の作成は委託業務に含む）
- ⑤ アンケートを実施すること。

5 委託内容詳細仕様

(1) 運営に関する基本的事項

- ① スマートフォンを活用した防災用品の買い回り促進イベントの運營業務

<システム等の仕様>

- ・当該イベントへの参加のため基幹的なシステム（アプリケーションソフト及びウェブサイトを含む。）にアクセスできる期間は、令和6年11月4日から令和6年12月22日までとすること。
- ・iOS及びandroidのスマートフォンに対応させること。
- ・二次元コードの読取機能を活用するなど、参加者が分かりやすく容易に取り組める方法とすること。
- ・当該イベントの参加方法、参加者への説明内容その他の主要事項は、愛媛県と協議して決定すること。
- ・参加店舗等を数多く回ること、参加者がより有利な条件となるイベントとすること
- ・周遊性の確保のため、1協力店舗につき参加者が獲得できるスタンプ、ポイントその他の単位には、差を設けないこと。

- ② イベント実施に係るマニュアル作成及び配布業務

- ・協力店舗向けの「実施マニュアル」を作成し、協力店舗に配布するとともに、内容を説明すること。
- ・実施マニュアルの内容に関する問合せに対応すること

- ③ 防災体験イベント実施業務

- ・4(2)に記載の開催日時及び会場において実施すること。
- ・実施店舗及び協力店舗と調整し、趣旨に合った内容のプログラムとすること。

- ④ 景品を用意する場合における手配及び発送業務

- ・応募は、スマートフォン上で行うことができるものとする。
- ・景品に係る費用（購入費、梱包費、発送費等）は、委託料に含まれるものであること。
- ・参加店舗を回った数に応じて応募できるものとする。
- ・当選者は、25名以上を目安とすること。

- ・景品は、県特産品やみきやんグッズ、協力店舗等で使用可能な商品券等とすること。
- ・当選者の決定方法は、抽選によるものとする。
- ・個人情報、抽選及び当選時の発送にのみ利用すること。

(2) 広報宣伝

フェアを広く県民に周知するため、チラシを作成するとともに、新聞、テレビ、ラジオ、情報誌等を活用した効果的な広報を企画・実施すること。

- ・フェアの詳細が分かるランディングページを製作し、公開すること。
- ・フェアへの参加が消費者の購買意欲や来店意欲を高める後押しとなるように時期や媒体、内容を工夫して広報を実施すること。

<チラシの仕様>

- ・チラシ：日本産業規格A4版、フルカラー、両面、10,000枚（県配布分）
- ・チラシについては、100枚ごとに仕切り紙を入れること。
- ・納入期限：令和6年9月12日（木）
- ・納入場所：愛媛県庁第一別館3階 防災危機管理課
- ・高解像度（保管用）と低解像度（ホームページ掲載用）の2種類のPDFデータをC D-Rに納めて納入すること。

(3) 会場内の音響、照明、舞台装置等の借上げ、設営・撤去

- ① 会場内で使用する設備等の借上げに係る手続きを行い、その使用料の支払いを行うこと。
- ② 会場内の装飾・音響、会場の案内・誘導看板等の設営及び撤去等を行うこと。なお、来場者の円滑な導線確保のために、幅広い年齢層の参加に配慮した看板等を会場周辺に設置すること。

(4) 啓発資料配布

- ① 県があらかじめ提供する啓発資料を含めた配布資料のセット（配布資料携帯用の袋の作成は委託業務に含む）を行い、会場に搬入すること。
- ② 配布資料を参加者に配布すること。（配布資料携帯用の袋の作成は委託業務に含む）

(5) 会場整理

- ① 会場には運営に要する人員を適切に配置すること。特に、事故等のトラブルがないよう適切な人員配置を行うこと。
- ② 車椅子を使用している者等、参加に当たって配慮が必要な者への誘導及び観覧位置の確保等を適切に行うこと。
- ③ 関係者と判別できるような服装や名札、腕章等を着用すること。

(6) アンケートの実施

- ① 県と協議の上作成したアンケートを印刷の上、可能な範囲で来場者に配布し、回収すること。（Webアンケートの場合は、二次元コードを印字したチラシを準備すること。）
- ② 回収したアンケートを集計して報告書とともに提出すること。

(7) 報告書の作成

- ① 開催状況の写真撮影を行い、JPEGデータで県に納品すること。なお、納品された写真データは、県が作成する当フェアに関するホームページや印刷物等に使用できるものとする。
- ② 報告書は2部作成し、県に提出すること。

- ③ 報告書には、フェアの効果分析を行い、改善点等を記載すること。
- (8) 受託者と県の役割分担
- 受託者と県の役割分担は別表のとおりとする。なお、主な留意点は次のとおりである。
- ② 配布する啓発資料（パンフレット）は県が提供する。ただし、企画提案により追加することを妨げない。（配布資料携帯用の袋の作成は委託業務に含む）
 - ③ 委託料には、使用料、出展者への謝礼・交通費、スタッフの人件費等のほか、必要とする資機材及び出展物の運搬費、看板・のぼり作成費、チラシ等の印刷費等を含む。
- (9) イベント保険への加入
- 受託者は、イベント運営上の瑕疵等により来場者等の第三者に損害を与えた場合において、主催者に法律上の賠償責任が生じることにより被る損害に対して保険金を支払う保険に加入すること。
- (10) その他留意事項
- ① 本業務の中で使用する映像・画像、技術等において、既に他者が著作権等を有する場合は、必要な全ての権利処理は受託者において行うこととし、これらに必要な費用は受託者の負担とする。
 - ② チラシその他の成果物に係る全ての著作権は、愛媛県に帰属するものとする。
 - ③ 契約締結後に開催を中止する場合は、中止を決定した時点までに要した経費について精算を行う。
 - ④ 本仕様書に定めのない事項又は仕様についての疑義が生じた場合は、双方協議して解決する。

(別表)

えひめ防災フェア受託者と県の役割分担

	受託者	県
(1) 運営に関する基本的事項	<p>[スマートフォンを活用した防災用品の買い回り促進イベント]</p> <ul style="list-style-type: none">・基幹的なシステムの構築及び運営・設置する2次元コード等の作成・運営マニュアルの作成・協力店舗への配布及び説明 <p>[防災体験イベント]</p> <ul style="list-style-type: none">・出展者等との連絡調整・出展者のアテンド・各日の会場運営・進行管理・アシスタント等を適宜配置(地震体験コーナー含む)・防災みきゃんの活用(アクター含む) <p>[全体]</p> <ul style="list-style-type: none">・使用料、出展者への謝礼・交通費、スタッフ人件費、必要とする資機材及び出展物の運搬費、看板・のぼり作成費、チラシ等の印刷費の負担・景品の手配及び発送業務・業務で使用する映像・画像、技術等で他者が著作権等を有する場合の権利処理(費用負担含む)	
(2) 広報宣伝	<ul style="list-style-type: none">・チラシ作成・新聞、テレビ等効果的な広報	
(3) 会場借上げ、設営・撤去	<ul style="list-style-type: none">・会場借上げ手続き・装飾、音響、看板等(県製作のものを含む)の設営・撤去・(必要な場合のみ)支払い	<ul style="list-style-type: none">・会場予約及び支払い
(4) 啓発資料配布	<ul style="list-style-type: none">・配布資料携帯用袋の作成・配布物(企画提案分)の作成・配布資料のセット、会場への搬入・参加者への資料配布	<ul style="list-style-type: none">・配布用啓発資料(パンフレット)の作成及び選定
(5) 会場整理	<ul style="list-style-type: none">・運営に要する人員の配置・配慮が必要な参加者の誘導・スタッフ名札・腕章等準備	
(6) アンケートの実施	<ul style="list-style-type: none">・アンケートの作成・印刷・配布・回収※WEBアンケート可・回収したアンケートの集計	
(7) 報告書の作成	<ul style="list-style-type: none">・開催状況の写真撮影・納品・報告書作成	
(8) イベント保険への加入	イベント保険への加入	